

1 状況

児童生徒を取り巻く環境は大きく変化している。その変化をしっかり捉え、適切に対応していく必要がある。子どもから大人へと成長をしていく思春期、青年期は、様々な悩みが生じ、心も不安定になりがちである。更に、児童生徒を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、教員の多忙化解消も避けては通れない大きな課題となっている。

2 子どもの貧困の状況

<子どもの貧困を取り巻く状況>

- 子どもの相対的貧困率 ⇒ 10.6%(全国13.9%)
- 就学援助を受けている児童生徒(小中)の状況 ⇒ 10.17%(本県 6376人) 15.23%(全国 約145万人)
- 生活保護の子ども的高校進学率 ⇒ 89.7%(本県) 93.7%(全国)
- 生活保護の子ども的高校中退率 ⇒ 3.1%(本県) 4.1%(全国)
- ひとり親家庭の正規雇用率 ⇒ 38.5%(母子家庭:本県) 44.4%(母子家庭:全国)
75.4%(父子家庭:本県) 69.4%(父子家庭:全国)
- 生活困窮世帯の子どもの自己肯定感 ⇒ 自分は価値のある人間だ (そう思わない 44.5%)
不安に感じることはない (そう思わない 40.7%)
孤独を感じることはない (そう思わない 39.0%)
自分のことが好きだ (そう思わない 45.6%)

3 児童虐待の状況

全国の児童相談所の対応件数 133,778件 H11と比較し、11.5倍

<県内>

- ① 児童相談所への相談件数 a 904件 前年度比19.4%増加
- ② 市町村への相談件数 b 588件 前年度比10.3%増加
主たる通報者は、警察等24.7%、近隣知人10.9%、自治体自ら10.4%
主たる虐待者は、実母43.2%、両親23.5%、実父22.0%
小学生以下への虐待が全体の79.3%
主たる虐待内容は心理的虐待51.1%、ネグレクト29.5%
- ③ 児童に関する要因 — 発達障害、問題行動、知的発達の遅れ
保護者に関する要因 — 不適切な育児知識、離婚別居、夫婦間の不和、DV
家族の状況に関する要因 — 経済的困難、育児疲れ

4 不登校、中途退学、いじめの状況

<全国>

全国の不登校者数 小中高 217,251人 (前年度 193,674人) 12.2%

<県内>

公立小中学校

いじめ認知件数 小学校4,774件 中学校1,361件

不登校児童生徒数 小学校 289人 中学校 813人 不登校率1.84%

公立高校 いじめ認知件数 178件

不登校生徒数 147人 不登校率0.81%

中途退学者 155人(全日制116人、定時制39人)

※「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」文部科学省

～解決策として教育相談体制の充実(小中学校)～

スクールカウンセラーを小学校75校、中学校80校(全校)に配置。92回の要請訪問で、配置されていない小学校(92校)に必ず1回訪問することで、全ての小学校を訪問。スクールソーシャルワーカーの派遣(4事務所11名)

～解決策として教育相談体制の充実(県立)～

教育相談員の配置9校、複数養護教諭の配置12校、スクールカウンセラーの配置6校、スクールカウンセラー派遣年間175回、スクールソーシャルワーカーの派遣2名

5 自殺の状況

県内 自殺発見者 205人(H27)

10～19歳 平均自殺死亡率 3.2 → 4.2% ※2003～05 と 2012～14 を比較

年齢階級別による死因順位 (2012～14)

	1位	2位	3位	自殺の主な原因
20歳 未満	自殺	先天奇形	悪性新生物	学校問題、男女関係
20歳～29歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	勤務問題、男女関係
50歳～59歳	悪性新生物	心疾患	自殺	経済問題、健康問題
70歳～79歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	健康問題

※H30 山梨県自殺対策推進計画より

6 教員の多忙化問題について

【最近の国の動き】

教員の働き方改革の一環で勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入が柱となる教職員給与特別措置法(給特法)改正案が12月国会で成立

→各自治体で条例を制定し、繁忙期の勤務時間を延長する代わりに夏休み期間の休日を増やす

中教審が示した仕分け案

① 学校以外が担うべき業務

- ・登下校に関する対応
- ・放課後や夜間の見回り、児童・生徒が補導された時の対応
- ・給食費などの学校徴収金の徴収・管理
- ・地域ボランティアとの連絡調整

② 学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がないもの。

- ・調査、統計等への回答
- ・児童・生徒の休み時間の対応
- ・校内清掃
- ・部活動

③ 教員の業務だが負担軽減が可能なもの。

- ・給食時の対応
- ・給食準備
- ・学習評価や成績処理
- ・学校行事の準備、運営
- ・進路指導
- ・支援が必要な児童・生徒や家庭への対応



7 教員の多忙化の現状と取組

①教員の多忙化の現状(教員勤務実態調査)

*文科省調査(H28)は、小中学校のみを対象 *本県数値は、本県実施の教員勤務実態調査(H29)による

○勤務時間	前回調査(H18)に比べ、いずれの職種でも勤務時間が増加			
	小学校・中学校ともに、多くの教員が長時間勤務			
○増加要因	(平日) 授業(小中)	授業準備(中)	成績処理(中)	学年・学級経営(小中)
	(土日) 部活動(中)	成績処理(中)		
○1週間当たりの勤務時間60時間以上の割合(教諭)				
全国	小学校 33.4%	中学校 57.7%		
本県	小学校 25.8%	中学校 52.8%	高校(全日制) 37.7%	特別支援学校 10.1%

②本県の取組

(1)方針・ガイドラインの策定等

- 平成29年 3月 「教員の多忙化改善に向けた取組方針」策定
- 平成30年 3月 「やまなし運動部活動ガイドライン」策定

- 9月 「山梨県公立学校教員の働き方改革を支援する共同メッセージ」発信
- 令和元年 7月 「やまなし文化部活動ガイドライン」策定
- 令和2年 ~3月 「山梨県公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針(仮称)」策定(予定)
- 4月 統合型校務支援システム導入開始

(2)「教員の多忙化改善に向けた取組方針」等に基づく取組

*各学校、市町村教委で多忙化対策の組織を設置し、改善計画を作成

○学校

- ・「ぎずなの日」の設定(月2回・年20回以上)
- ・会議や業務の効率化
- ・部活休養日の設定
- ・学行事や校内組織の見直し
- ・校閉庁日の設定 等

○各教育委員会

- ・会議・調査等の縮減、効率化
- ・校務支援システム導入
- ・会計業務の管理検討(給食費の公会計化など)
- ・留守番電話の設置 等

